

京都市告示第445号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年11月13日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
宇多野嵐山山田線	右京区嵯峨一本木町40番地の1地先から	旧	メートル 24.80	メートル 7.90 ~ 10.30
	同町30番地の7地先まで	新	24.80	7.90 ~ 11.00

2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
山ノ内34号線	右京区太秦安井西沢町7番地の1地先内	旧	メートル 32.70	メートル 3.45 ~ 3.80
		新	32.70	3.71 ~ 4.38
嗟峨経74号線	右京区嗟峨一本木町40番地の21地先から 同町40番地の24地先まで	旧	77.60	3.28 ~ 5.46
		新	77.60	5.00 ~ 8.40
下津林経213号線	西京区下津林六反田1番地の155地先から 同町1番地の5地先まで	旧	46.80	2.40 ~ 3.84
		新	46.80	3.31 ~ 6.50
松尾経39号線	西京区松室地家町19番地地先から 同町18番地の1地先まで	旧	11.20	2.50 ~ 4.00
		新	11.20	4.00 ~ 4.15
深草緯202号線	伏見区深草大亀谷大山町34番地の18地先から 同町34番地の22地先まで	旧	46.20	6.00 ~ 6.10
		新	46.20	6.01 ~ 11.00

(建設局土木管理部道路明示課)